

被ばく医療に関する研修		施策番号071
福島復興再生基本方針における該当箇所		府省庁名
頁	47	原子力規制庁
章	第3	
節	2	作成年月
項	(5)	平成25年5月
目	⑧	
予算措置の状況		
【平成25年度】 ・緊急被ばく医療研修事業 298百万円【エネルギー対策特別会計】		
施策の内容		
地域の原子力災害時における医療活動の実効性を確保するために、地方公共団体職員、医療関係者(医師、看護師、薬剤師、診療放射線技師など)、搬送関係者(消防士、救急救命士、海上保安官、自衛官、警察官など)に対して、現地に講師を派遣して講義・実習等を開催することで人材育成を行う。		
施策の進捗状況及び今後の予定		
○原子力災害対策時における医療対応のあり方については、原子力災害対策指針(平成24年10月31日原子力規制委員会決定)に定められている。 ○安定ヨウ素剤の配布・服用については、検討チーム等における検討結果を反映した改定原案を作成し、パブリックコメントを行ったところ。		

原子力災害対策指針の検討等		施策番号072
福島復興再生基本方針における該当箇所		府省庁名
頁	47	原子力規制庁
部	第3	
節	2	
項	(5)	作成年月
目	⑧	平成25年5月
予算措置の状況		
施策の内容		
○原子力災害対策指針において、避難準備等の事前対策を講じておく区域であるPAZ(施設から5km 圏内目安)及びUPZ(施設から30km 圏内目安)を定めた。 ○また、安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備について次のとおり定めた。 ・PAZにおいては、地方公共団体が、原則として医師による説明や副作用・アレルギーの事前調査を行う等の適切な方法により、安定ヨウ素剤の事前配布を行うことを記載(ただし、安定ヨウ素剤を服用できない者や放射性ヨウ素による甲状腺被ばくの健康影響が大人よりも大きい乳幼児については、安定ヨウ素剤を服用する必要性のない段階である施設敷地緊急事態において、優先的に避難する)。その上で、地方公共団体には、緊急時の紛失等に備えて、予備の安定ヨウ素剤を備蓄することが必要であることを記載。 ・PAZ外においては、地方公共団体は、原則、緊急時に備えて安定ヨウ素剤の備蓄を行うことを記載。ただし、緊急時に迅速な配布が困難と見込まれる等の地域では、PAZと同様、事前配布も可能である旨を記載。 ・緊急時の服用については、原則として、原子力規制委員会が判断を行い、その判断に基づき原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示することを記載。 ○一方、東京電力株式会社福島第一原子力発電所に係る原子力災害対策重点区域等については、特定原子力施設に係る原子力災害対策として、今後、更なる検討を進めることとしている。		
施策の進捗状況及び今後の予定		
○ 原子力災害対策指針を策定及び順次改定 ・平成24年10月:指針を策定。 ・平成25年2月:1次改定(事前配布の導入等)。 ・平成25年4月:2次改定原案を原子力規制委員会に付議。パブリックコメントを募集中(事前配布方法等を具体化)。		